



いわき市

市長記者会見

令和4年2月1日



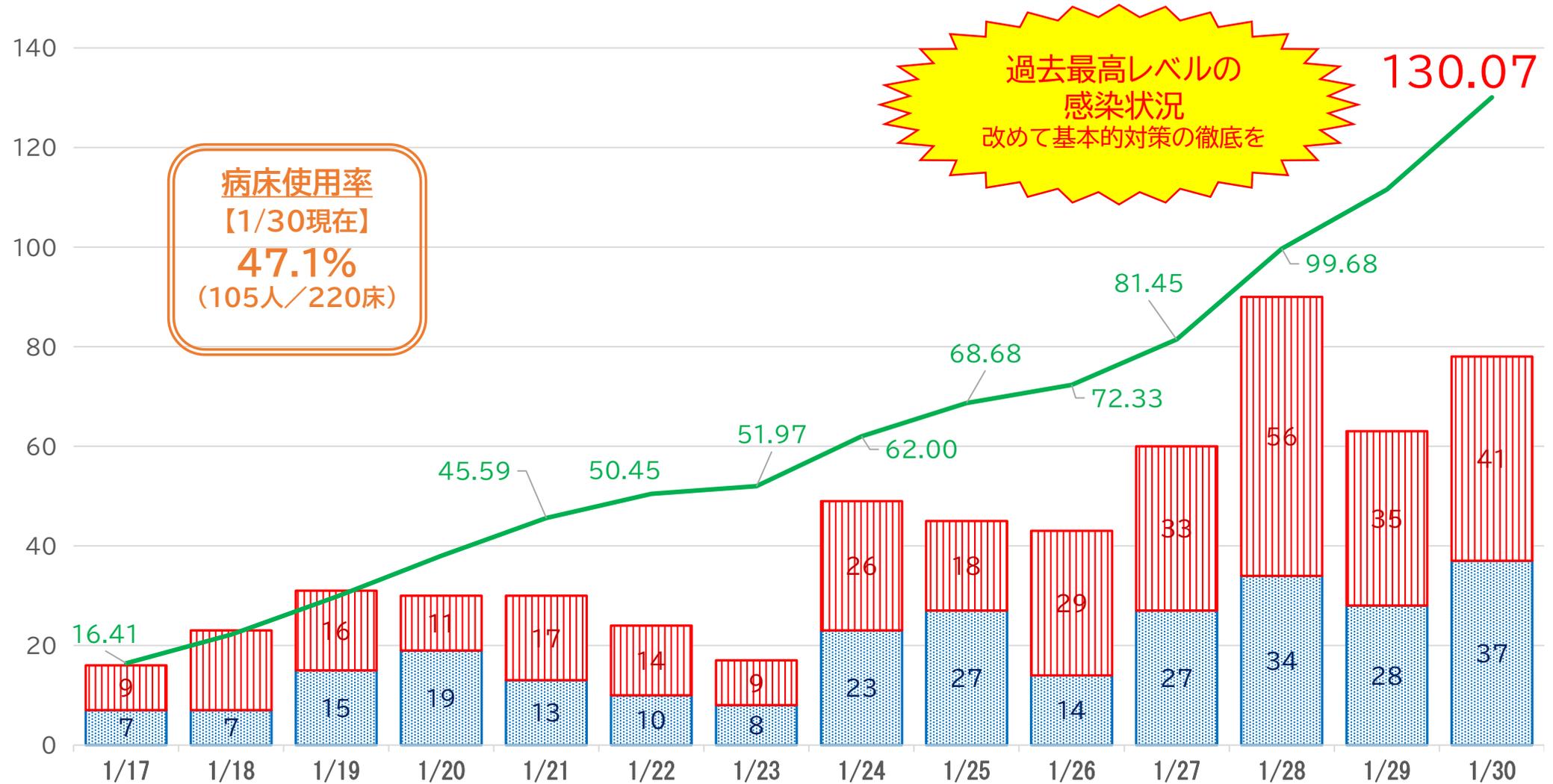
いわき市

案件

1 新型コロナウイルス感染症の感染状況について

新規感染者数と人口10万人対比の推移

■ うち行政検査
 ■ うち保険診療
 — 人口10万人対比



陽性判明日	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30
陽性者数	16	23	31	30	30	24	17	49	45	43	60	90	63	78
うち行政検査	7	7	15	19	13	10	8	23	27	14	27	34	28	37
うち保険診療	9	16	16	11	17	14	9	26	18	29	33	56	35	41
人口10万人対比	16.41	22.19	29.78	37.99	45.59	50.45	51.97	62.00	68.68	72.33	81.45	99.68	111.54	130.07



いわき市

案件

2 令和4年いわき市東日本大震災追悼式の開催について

趣旨

- 東日本大震災から11年を迎えるに当たり、犠牲になられた方々を追悼する。
- なお、震災から10年が経過し、政府主催の追悼式が今後に行われない見通しであることを踏まえ、これまでの内容の見直しを図った上で、式典の規模を縮小し、新型コロナウイルス感染症対策を図りながら実施する。

日時・会場

【日時】

令和4年3月11日（金） 午後2時45分～
（午後2時開場予定）

【会場】

いわき芸術文化交流館 アリオス 音楽小ホール

内容（予定）

- 1 開式（黙祷）
- 2 式辞 いわき市長
- 3 追悼の辞 いわき市議会議長
- 4 献花 いわき市長、いわき市議会議長、
御遺族、いわき市議会議員
- 5 閉式

- ※ 式典閉式後、自由献花の時間を設けます（午後4時20分まで）。
また、献花の花は市が用意し、どなたでも献花することができます。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、内容を変更する場合があります。

その他

- 1 本式典は、市を挙げて追悼の意を表するものですが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から式典への参列者については、御遺族・御来賓の方に限定させていただきます。
- 2 当日午後2時46分に、各消防署等にて1分間のサイレン吹鳴を行います。
- 3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、多くの皆様とともに追悼の意を捧げるため、式典のインターネット配信（生中継）を実施予定です。



いわき市

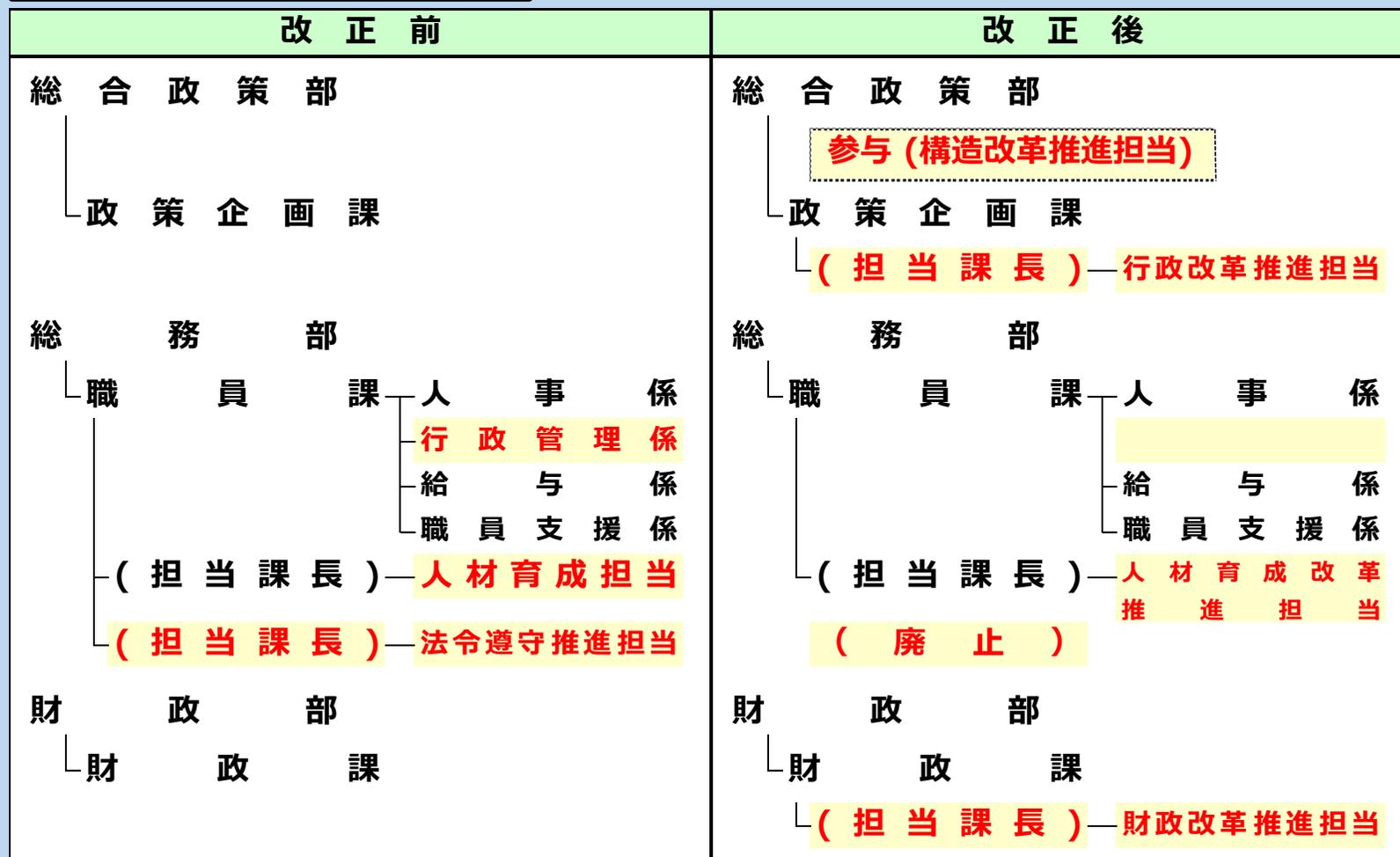
案件

3 令和4年度行政組織改正等について

1 行政改革推進担当、財政改革推進担当の新設 人材育成改革推進担当への再編

- ▶ 政策企画課内に「行政改革推進担当」を新設
- ▶ 財政課内に「財政改革推進担当」を新設
- ▶ 職員課内の「人材育成担当」「法令遵守推進担当」「行政管理係」を「人材育成改革推進担当」に再編

○ 行政組織上の位置づけ



2 小名浜区画整理事務所の廃止

- ▶ 「いわき都市計画事業泉第三土地区画整理事業」(平成2年2月事業計画認可)の事業進捗に伴い、令和4年2月に換地処分となる見込みとなったことから、「**小名浜区画整理事務所**」を**廃止**

改正前	改正後
<p>都市建設部</p> <ul style="list-style-type: none">都市計画課 (担当課長) — 総合交通対策担当都市整備課<ul style="list-style-type: none">小名浜区画整理事務所勿来区画整理事務所建築指導課住まい政策課公園緑地課	<p>都市建設部</p> <ul style="list-style-type: none">都市計画課 (担当課長) — 総合交通対策担当都市整備課<ul style="list-style-type: none">(廃 止)勿来区画整理事務所建築指導課住まい政策課公園緑地課



いわき市

案件

4 「逃げ遅れゼロ・災害死ゼロ」に向けた取組みをはじめとする防災力の強化について

ア 好間工業団地を活用した災害時緊急一時避難施設の確保について

事業概要

- 市では、災害時に市民等が一時的に避難する方法として、民間施設内の駐車場等を「災害時緊急一時避難施設」として活用する取組みを進めています。
- 今般、令和元年東日本台風で大きく被災した平窪・好間・赤井地区と隣接する好間工業団地内の事業者16社から駐車場等の提供について承諾を得たことから、これらの事業者と「災害時緊急一時避難施設等としての使用に関する協定」を締結するものです。

協定締結事業者

16社 約550台の駐車スペース

令和4年2月1日現在

No.	事業者名	所在地
1	株式会社赤井工業所	好間工業団地1-33
2	アテラ株式会社	好間工業団地34-1
3	株式会社アラオカ	好間工業団地17-1
4	株式会社大森工業野田 (いわき事業所)	好間工業団地13-1
5	株式会社小島製作所	好間工業団地16-12
6	有限会社キャニオンワークス	好間工業団地1-1
7	株式会社三景 (いわき工場)	好間工業団地1-41
8	株式会社新生テクノ	好間工業団地16-16
9	東洋炭素株式会社 いわき工場	好間工業団地1-31
10	日新化熱工業株式会社 (いわき工場)	好間工業団地3-8
11	株式会社花見台自動車	好間工業団地23-1
12	公益財団法人福島県労働保健センター いわき健診プラザ	好間工業団地27-7
13	富士テレコム株式会社 いわき支店	好間工業団地1-52
14	ミムラ工業株式会社 (福島いわき工場)	好間工業団地1-48
15	株式会社横森製作所 いわき工場	好間工業団地26-1
16	喜美運送株式会社 (好間物流センター)	好間工業団地3-16

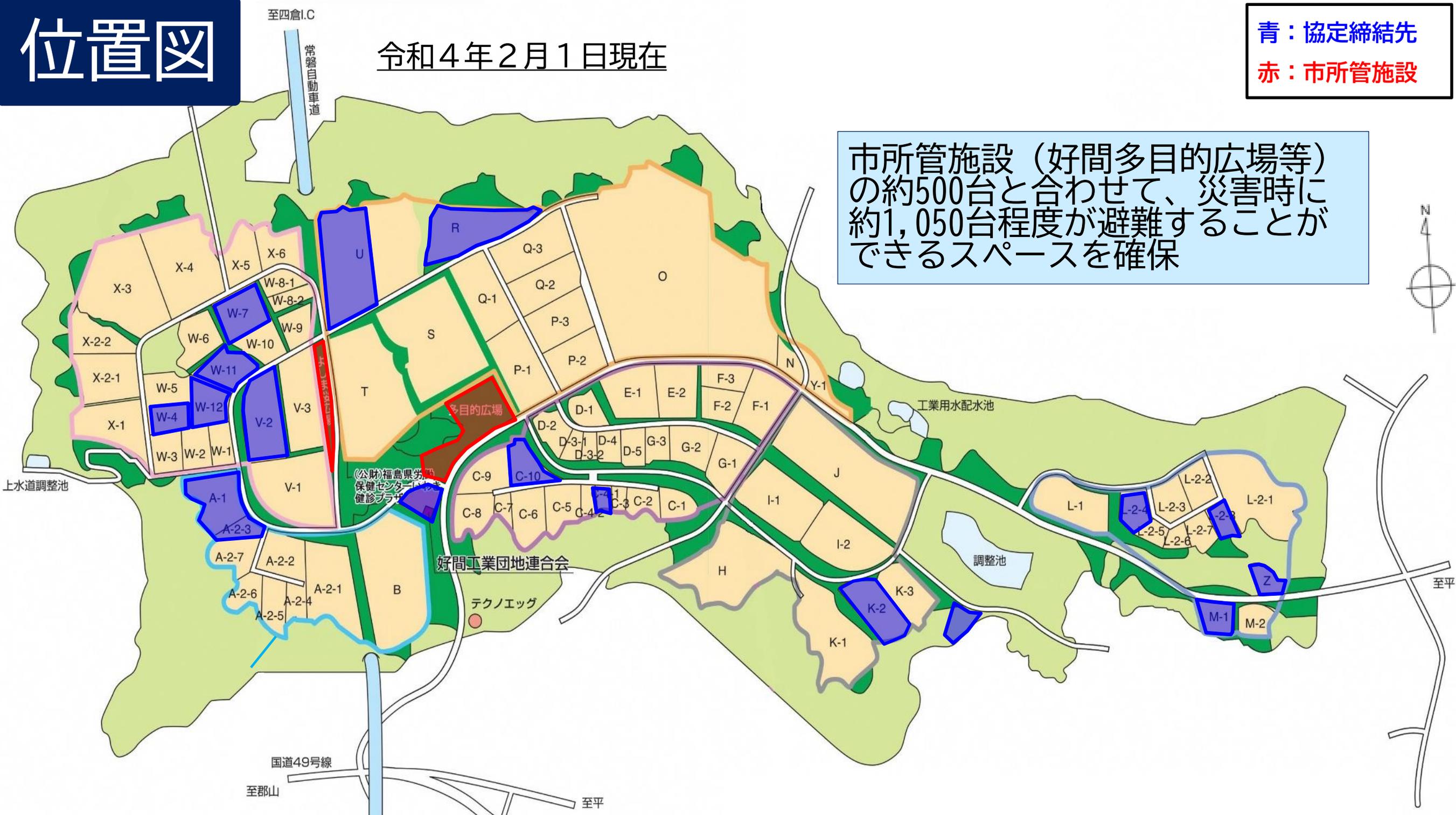
位置図

令和4年2月1日現在

青：協定締結先

赤：市所管施設

市所管施設（好間多目的広場等）の約500台と合わせて、災害時に約1,050台程度が避難することができるスペースを確保



実施の背景

- 令和元年東日本台風では、市全体で約6,700世帯、約9,800人が洪水被害を受け、中でも平窪・好間・赤井地区等においては、住宅に加えて多くの自動車も被災し、移動手段を失ったことで、その後の生活再建に支障を来しました。
- また、「いわき市台風第19号における災害対応検証委員会」の最終報告書においても、「一部の避難所への避難者の集中」や「避難所内の駐車場不足」等が課題とされました。



これらの地区には、避難に適した高台等が少ない状況であることを鑑み、自動車を使用した地域外への避難を推奨するため、**好間工業団地内を「災害時緊急一時避難施設」として活用することとしたものです。**



夏井川の氾濫による浸水被害（10月13日 平窪地区）

活用方法

➤ 災害により避難が必要となった場合には、はじめに市が所有する駐車スペースを開放し、その利用状況を踏まえ、協定締結事業者に「災害時緊急一時避難施設」としての活用を依頼することとなります。

➤ これらの場所に、防災備蓄倉庫の設置や仮設トイレ等の設置についても、今後準備を進めていきます。



防災備蓄倉庫



いわき市

案件

4 「逃げ遅れゼロ・災害死ゼロ」に向けた取組みをはじめとする防災力の強化について

イ 避難行動要支援者支援制度に係る要支援者への新たな対応について

1. 避難行動要支援者支援制度とは？

○避難行動要支援者の名簿を作成

情報共有

要介護3～5

身障手帳1～2級

療育手帳A

精神障害手帳1級

指定難病(医療措置あり)

その他希望者等

○名簿情報を地域の関係者と共有(※同意者限定)

地区防災組織・行政区

消防団

民生・児童委員

地域包括支援センター

社会福祉協議会

警察機関

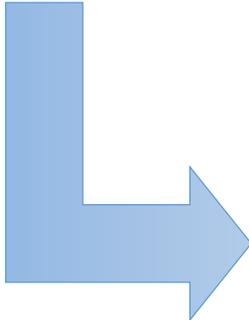
いざという時の

「円滑かつ迅速な避難支援等の実施」に繋げる

2. 現状・課題と今後の対応

現状・課題

- 情報提供の同意取得率が低い
⇒50%程度に留まる。約半数の情報が共有されていない。
- 個別避難計画の実効性が低い
⇒本人からの報告のみのため客観性や実効性が低い。



今後の対応

市が個別避難計画を作成
(災害時の危険性が高い要支援者)

3. 計画作成に向けた基本的な考え方

個別避難計画作成に向けた基本的な考え方

危険エリアに居住する全ての要支援者が、災害時に、避難できる体制を整備する。

区分		対応案	優先度
危険エリア に居住	自力で避難できない	全ての要支援者の個別避難 計画作成	高
	自力で避難できる	要支援者の現況の把握に努 める	
危険エリア外に居住		関係者への情報提供の同意 意思を確認	低

※危険エリアを河川浸水深50cm以上、または、土砂災害警戒区域と設定

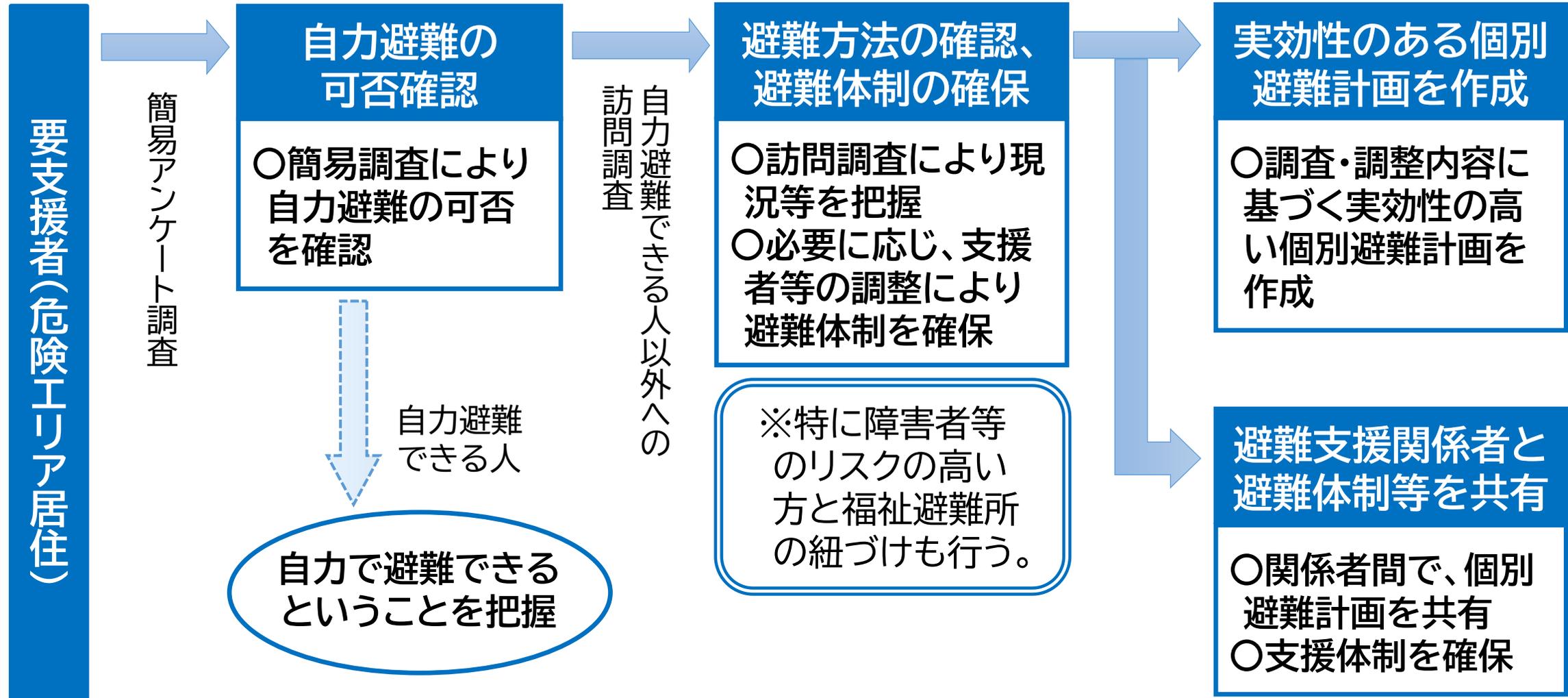
※上記エリア外であっても、津波浸水想定区域は、同意意思の確認を急ぎ実施

4. 避難行動要支援者名簿登録者内訳

登録区分		避難行動 要支援者	河川洪水浸 水想定区域		土砂災害 警戒区域
			うち50cm以上		
1	要介護認定3～5	4,096	2,156	1,837	376
2	身体障害者手帳1～2級	4,886	2,119	1,828	321
3	療育手帳A	168	74	60	16
4	精神障害者手帳1級	155	58	55	9
5	指定難病(医療措置)	49	22	18	3
6	その他希望者等	4,940	2,180	1,952	399
実人数		15,104	6,609	5,750	1,124

対象者:6,874人

5. 新たな個別避難計画の作成方法



「リスクの高い地域に居住する要支援者全員の避難体制を把握」

6. 調査内容

簡易アンケート調査

- 自力避難(同居家族等の支援含む)の可否
- 災害情報の入手の可否
- 居住する住宅の階数
- 想定される避難先
- 要支援者自身の移動能力(階段昇降、平面歩行、車への移乗等)
- 支援ありでの移動能力(階段昇降、平面歩行、車への移乗等)
- 避難行動支援が可能な同居者等の有無
- 自家用車の有無
- 入院・入所の見込み

訪問調査

より具体的な内容を聴き取り調査

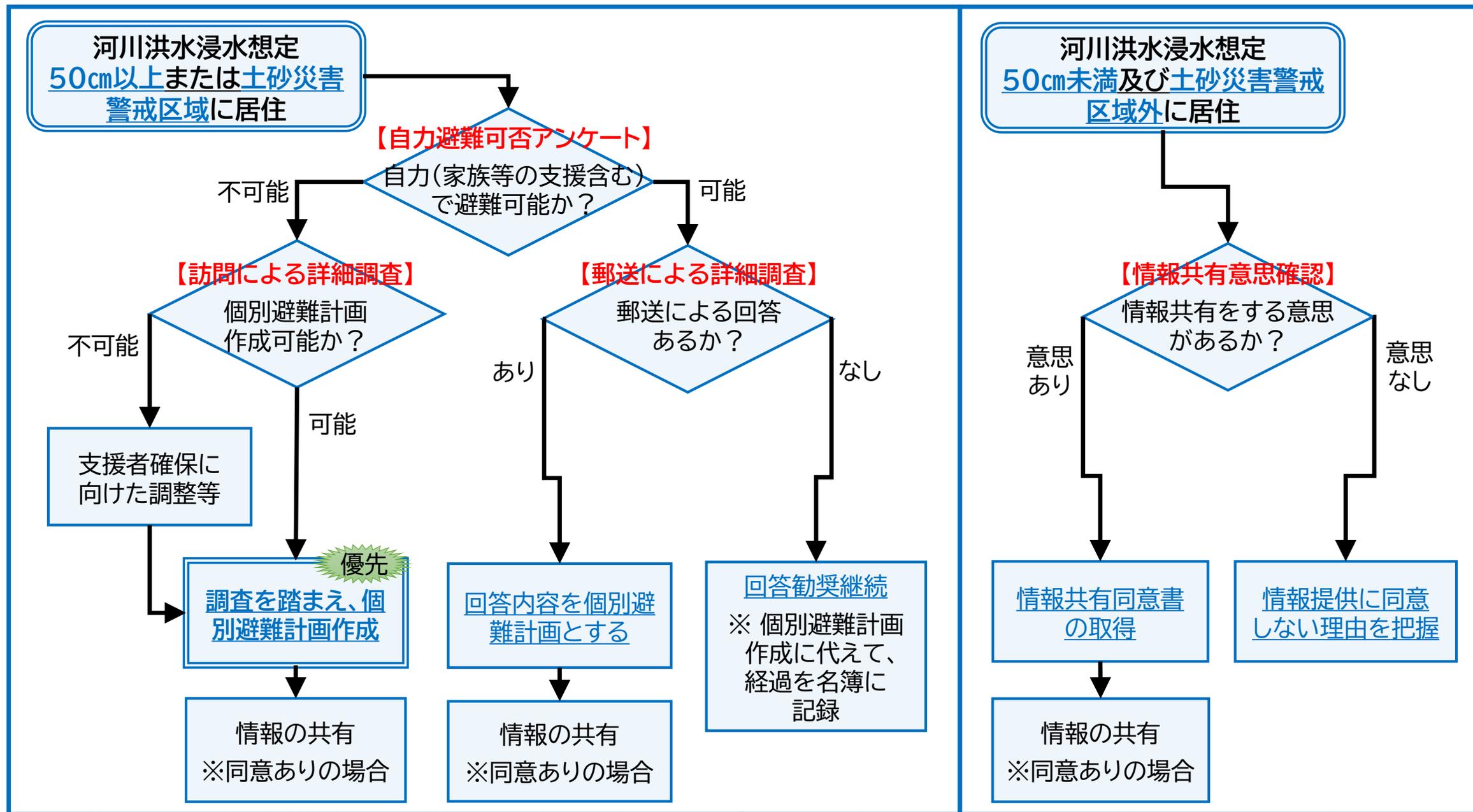
+

(支援者がいない場合)

支援体制の調整

- 親類や近隣住民との関係性、利用している福祉サービス等を確認し、**支援者を調整**
- 必要に応じ、行政区等の地域関係者と調整

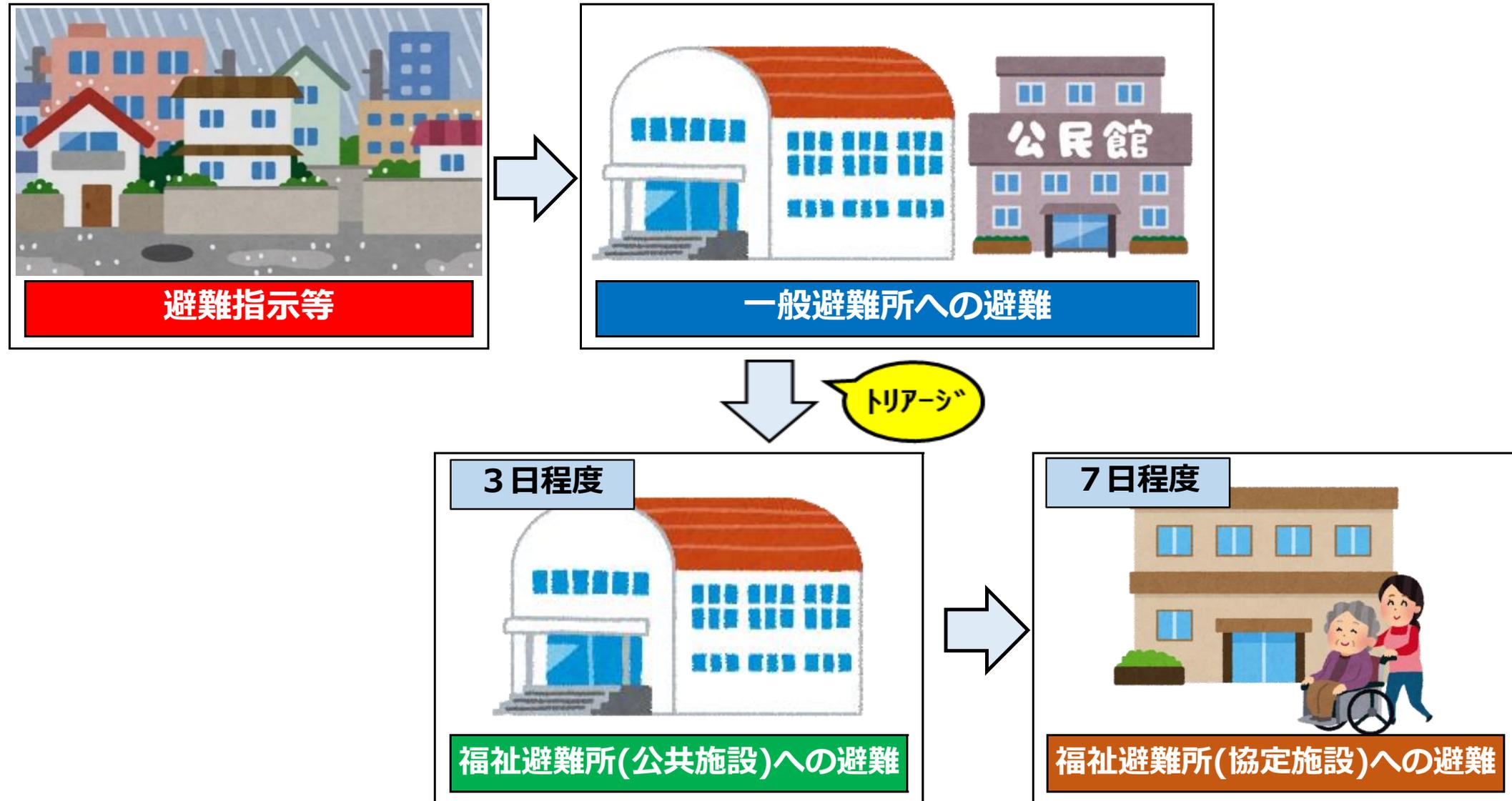
7. 個別避難計画作成等フローチャート



8. 福祉避難所受入対象調査との関係

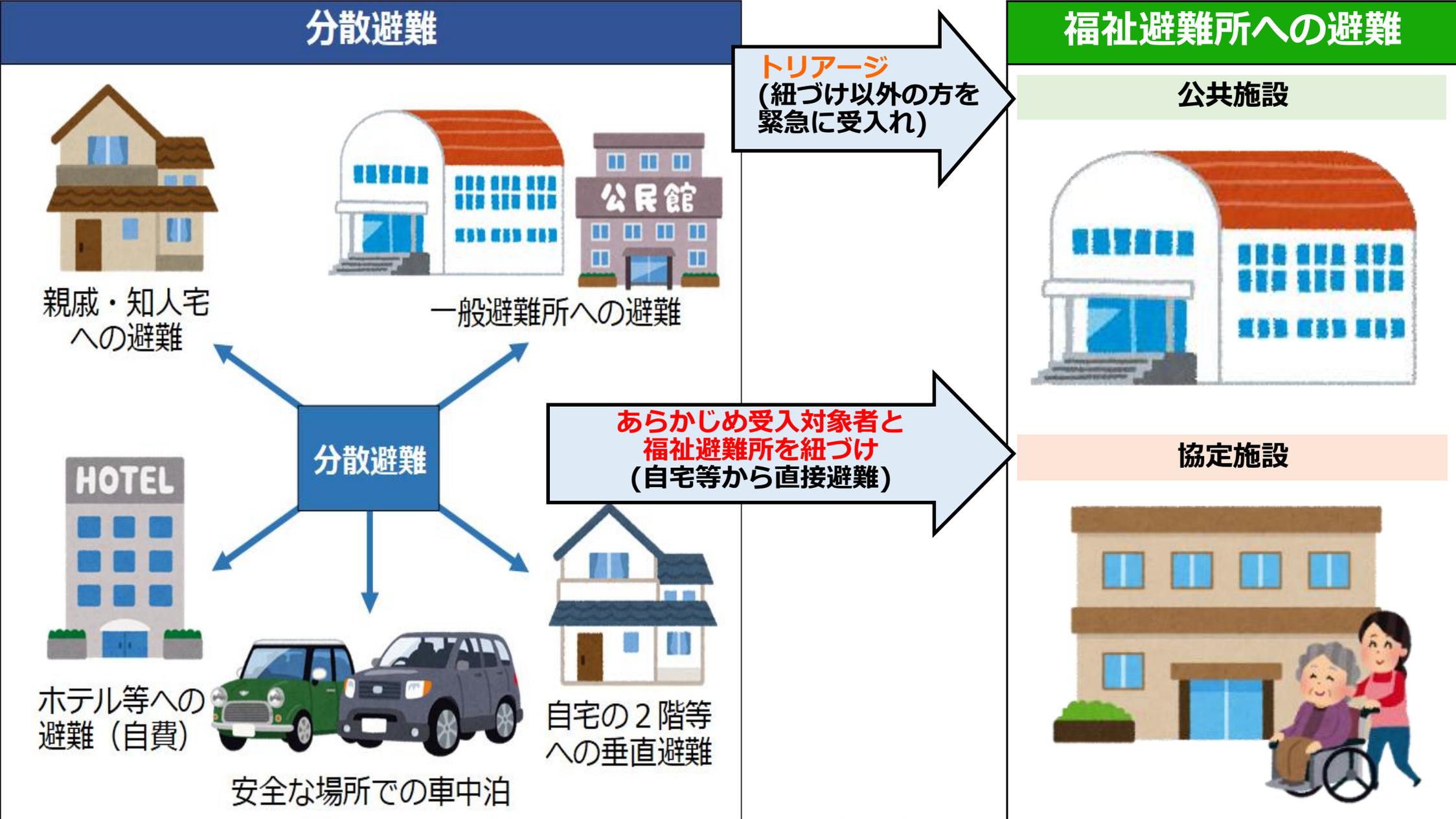
		名簿登録要件	個別避難計画	福祉避難所受入対象調査	
対象者	介護・障害度合	要介護	3～5	3～5	4～5
		身体障がい	身体障害者手帳1～2級	身体障害者手帳1～2級	下肢・体幹機能障害1～2級
		知的障がい	療育手帳A	療育手帳A	療育手帳A
		精神障がい	精神障害者手帳1級	精神障害者手帳1級	—
		指定難病	指定難病(医療措置)	指定難病(医療措置)	—
		その他	上記以外の希望者等	上記以外の希望者等	—
	居住地危険度	浸水想定深	—	50cm以上	3m以上
		土砂災害	—	警戒区域	特別警戒区域
	対象者数(9月末)		15,104人	6,874人	582人
	備考		—	100%の回答・調査等の実施を目指す。	特に危険性の高い方を先行して実施。

9. 現行の福祉避難所への避難の流れ



※ 自宅等から福祉避難所への直接避難を実施していない。
(一般避難所への避難後に市によるトリアージが必要)

10. 今後の福祉避難所への避難の流れ



11. 福祉避難所の概要

区分	公共施設(10か所)	協定施設(64か所)
使用する施設	概ねバリアフリー化されている宿泊可能な公共施設(会議室等を利用)	民間の事業者が運営する入所施設等
個室での対応	不可	原則として不可(空床があれば可)
職員の配置	あり(市職員が運営)	なし(事業者が運営)
介護人材の配置	あり(協定に基づき社会福祉協議会より派遣)	あり(施設職員が介護を担う)
機材の準備	市が提供(協定に基づき福島県福祉機器協会より貸与可)	施設の備品を使用(不足する物があるときは市が提供)
水害時の受入可能数(概数)	85人(4か所)	140人(50か所)

- ※ 先行して、582人に対して福祉避難所受入調査を実施し、紐づけを行う。
- ※ 調査内容は、個別避難計画作成に向けた調査と同様の内容。

12. 福祉避難所受入フローチャート

1 入所施設

施設入所者（避難行動要
支援者には含まれない）

避難確保計画に基づき事業者が対応

市が開設する
避難所以外の
避難場所
あり

市が開設する
避難所以外の
避難場所
なし

施設職員の付添いによ
り一般避難所へ

2 通所施設

通所施設
利用者

営業時間内

営業時間外

3 居宅サービスその他

居宅サービス利用者又は
サービス未利用者

自宅での
垂直避難
不可能

親族・
知人宅へ
の避難
不可能

その他（ホ
テル・車中
等）の避難
不可能

付添いあり
でも一般
避難所で
支障あり

あらかじめ
紐づけし、
福祉避難所
△

自宅での
垂直避難
可能

親族・
知人宅へ
の避難
可能

その他（ホ
テル・車中
等）の避難
可能

付添いあり
でも一般
避難所で
支障なし

受入対象者
を特定し、
公示

個別避難計画に基づき個別に対応

13. スケジュール

令和4年2月

自力避難可否の簡易アンケート調査(6,874人)

3月

アンケートの集計、訪問調査先の抽出

3~4月

特に危険性の高い方(福祉避難所受入対象調査関係)への訪問調査

5月

福祉避難所関係公示

5月以降

訪問調査・支援者調整(福祉避難所関係を除き、危険性の高い方から順次実施)





いわき市

案件

4 「逃げ遅れゼロ・災害死ゼロ」に向けた取組みをはじめとする防災力の強化について

ウ 「いわき市災害廃棄物処理計画(素案)」に対する市民意見の募集について

I 「いわき市災害廃棄物処理計画（素案）」について

【計画の趣旨】

特に令和元年東日本台風においては、大量の災害廃棄物が道路や公園等に山積みとなり、処理に多くの時間と労力を要した

- ▶ 東日本大震災や令和元年東日本台風等の経験を踏まえ、災害により発生する廃棄物の迅速な処理による、①公衆衛生の確保、②生活環境の保全、③早期の復旧・復興、を実現するための指針として、令和3年度中の本計画の策定に向け、素案を策定。

【計画の構成】

1章 計画の目的

2章 基本的事項等

◎ 3章 平時の取組み

◎ 4章 災害廃棄物処理のための体制等

5章 災害廃棄物処理

6章 避難所ごみ及びし尿の処理

1 平時の取組み

(1) 仮置場候補地の選定

- ・ 災害廃棄物の迅速な撤去のため、各仮置場の位置付け

区分	位置付け	設置基準等
一次仮置場	一時仮置きをする場所 (11カ所の候補地)	必要と判断された場合、 発災後3日以内での設置を目標
二次仮置場	中間処理や一時的に集積・保管する場所	一次仮置場で完結しない場合 (大規模災害の場合など)
臨時集積所	一時的に仮置きする身近な場所 (一次仮置場が基本)	身近な場所への仮置きがやむを得ないと判断される場合

- ・ 仮置場候補地 (左：北部地区、右：南部地区)

No	名称	面積 (㎡)
1	久之浜市民運動場	16,000
2	四倉市民運動場	10,000
3	八日十日埋立処分地跡地	15,000
4	仁井田運動場	12,000
5	小川市民運動場	10,000
6	北部運動場	7,000

北部地区 計 70,000㎡

No	名称	面積 (㎡)
1	北緑地グラウンド	8,500
2	中部浄化センター	8,000
3	クリンピーの丘	7,000
4	勿来市民運動場	21,500
5	南部浄化センター	10,000

南部地区 計 55,000㎡

北部・南部地区 合計：125,000㎡

(2) 住民への啓発・広報

- ・災害時に混乱を招かないよう、平時から啓発を実施

【主な啓発内容】

- ・災害時における生活ごみの排出方法
- ・災害廃棄物の排出・分別方法
- ・仮置場の利用方法



災害廃棄物処理ハンドブックを作成し、啓発・広報の強化を図る など

2 災害廃棄物処理のための体制等

(1) 組織体制

- ・過去の災害の経験を踏まえ、組織体制の見直し
- ・対応業務を明確化し、グループに細分化

組織体制（見直し前）	組織体制（見直し後）
<p>災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none">└ 災対生活環境部<ul style="list-style-type: none">生活環境部統括班環境整備統括班環境整備班環境整備清掃班環境整備衛生班廃棄物対策班	<p>災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none">└ 災対生活環境部<ul style="list-style-type: none">災害ごみ対策統括班災害ごみ対策班<ul style="list-style-type: none">情報収集・広報グループ仮置場運営グループ災害ごみ収集・運搬体制グループ環境衛生班環境施設班廃棄物対策班

(2) 協力・支援体制

- ・ 災害協定を締結している民間事業者団体とのさらなる連携の強化を図るため
災害廃棄物の収集運搬や仮置場設置などについて、意見交換等を密に実施



Ⅱパブリックコメントの実施について

「いわき市災害廃棄物処理計画（素案）」について、市民の皆様からの意見を募集します。

▶ 募集期間

令和4年2月1日（火）～15日（火）

【担当】

生活環境部 ごみ減量推進課